

5. 区役所・総合支所での手続き

世帯主変更

せんだい市民カード

印鑑登録証

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

住 民 票 関 係

A 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主であった場合に、世帯主を変更する手続きです。

なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が世帯主となるため、手続きは不要です。

 手続きできる人

同一世帯員



手続きの期限（亡くなられてから）

14日以内



お持ちいただくもの

☐ 本人確認書類



手続き窓口

各区役所……………戸籍住民課
宮城総合支所……………税務住民課
秋保総合支所……………総務課

B せんだい市民カード、印鑑登録証の処分

亡くなられた方のせんだい市民カードおよび印鑑登録証は、各自ではさみを入れて破棄してください。

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

国民健康保険

A 資格喪失 ★

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられたことに伴う国民健康保険の資格喪失手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 世帯主、同一世帯員
	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 14日以内
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 国民健康保険被保険者証、資格確認書（亡くなられた方のもの） ☐ 本人確認書類	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 葬祭費の支給申請 ★

国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合に葬祭費（5万円）の支給が受けられる制度です。	 <u>手続きできる人</u> 葬祭を行った方（喪主）
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 亡くなられた方と喪主の方および葬祭日が分かるもの（会葬礼状、葬祭日程表、訃報広告等。 火葬のみの場合は、埋火葬許可証の写しと火葬時の領収書の写し） ☐ 葬祭を行った方（喪主）の口座番号確認書類	 <u>手続きの期限</u> 葬祭を行った日から2年以内
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

C 世帯主の変更

国民健康保険に加入されていた世帯主、または、国民健康保険に加入している方の世帯の世帯主が亡くなられたことに伴う世帯主変更の手続きです。 ※世帯主変更の手続きを行った後に発生する保険料について、口座振替での納付を希望する場合は手続きが必要になります。詳しくは、11ページの「A 保険料振替口座の変更」をご確認ください。	 <u>手続きできる人</u> 同一世帯員
	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 14日以内
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

お持ちいただくもの

- ☐ 国民健康保険被保険者証、資格確認書（世帯全員分）
- ☐ 限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）（交付されていた世帯員分）
- ☐ 特定疾病療養受療証（交付されていた世帯員分）
- ☐ 本人確認書類

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

国民健康保険

A 家族の国民健康保険加入手続き

職場の健康保険に加入していた方が亡くなられたことに伴い、その家族（被扶養者）が他の健康保険に加入しない場合に国民健康保険に加入する手続きです。

※国民健康保険に加入したことで発生する保険料について、口座振替での納付を希望する場合は手続きが必要になります。詳しくは、11ページの「A 保険料振替口座の変更」をご確認ください。



お持ちいただくもの

- ☐ 健康保険資格喪失証明書
- ☐ 本人確認書類



手続きできる人

世帯主、同一世帯員



手続きの期限（亡くなられてから）

14日以内



手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 保険料の納付

国民健康保険に加入している方の世帯の世帯主、または国民健康保険に加入されていた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更されます。変更後の保険料に未納がある場合には、納付が必要です。

※ 保険料が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に、還付手続きに関する通知をお送りします。



お持ちいただくもの

- ☐ 本人確認書類



手続きできる人

世帯主、同一世帯員、相続人



手続きの期限

なし



手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

C 高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

1年間（8月～翌年7月）に支払った医療費と介護保険の自己負担額が一定額を超えたときは、その超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給される制度です。

亡くなられた方が支払った分について支給対象となる場合は、毎年4月頃に通知をお送りします。



お持ちいただくもの

- ☐ 高額医療・高額介護合算療養費支給申請書（以前に支給申請及び受領に係る申出書を提出されていない方）
- ☐ 支給申請及び受領に係る申出書
- ☐ 戸籍謄本等（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの）
- ☐ 遺言公正証書等がある方はその書類
- ※ 公証人役場が作成した「遺言公正証書」や「自筆証書遺言」で裁判所の検認済証明書が添付されたもの等、公的に認められているものに限る。



手続きできる人

世帯主、相続人代表者



手続きの期限

基準日（7月末）から2年以内



手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

・ 特定疾病療養受療証

・ 保険料

・ 国保

・ 限度額適用認定証

・ 国民健康保険

国民健康保険

A 保険料振替口座の変更 ★ (一部)

亡くなられた方名義の口座から、他の方の国民健康保険料を振り替えていた場合は、振替口座を変更する必要があります。

また、世帯主が亡くなり世帯主が変更になった場合や、職場の健康保険に加入していた方が亡くなられたことに伴い、その家族が国民健康保険に加入した場合で、口座振替での納付を希望する場合も、同様の手続きが必要です。

手続き方法は、ペイジー口座振替受付サービス（ペイジー※）による申込、または、依頼書による申込のいずれかの方法が選べます。

（依頼書による申込は、金融機関窓口でも受け付けています。）

※ペイジーとは、区役所の窓口でキャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込ができるサービスです。
サービス対象金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行です。

なお、窓口へ出向く必要がないインターネットからの申込も可能です。詳しくは仙台市ホームページ「仙台市Web口座振替受付サービス」をご覧ください。

お持ちいただくもの

- （ペイジーによる申込）
- ☐ 国民健康保険被保険者番号が分かるもの（保険料決定通知書、資格情報のお知らせ、資格確認書等）
 - ☐ 対象金融機関のキャッシュカード（来庁者本人の口座に限る）
- （依頼書による申込）
- ☐ 国民健康保険被保険者番号が分かるもの（保険料決定通知書、資格情報のお知らせ、資格確認書等）
 - ☐ 通帳
 - ☐ 通帳のお届け印

手続きできる人

（ペイジーによる申込）
口座名義人
（依頼書による申込）
親族等

手続きの期限

すみやかに

手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 各種受給者証などの返却 ★

国民健康保険の限度額適用認定証（または限度額適用認定・標準負担額減額認定証）、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合に、それらを返却する手続きです。

お持ちいただくもの

- ☐ 限度額適用認定証（または限度額適用認定・標準負担額減額認定証）
- ☐ 特定疾病療養受療証

手続きできる人

世帯主、同一世帯員、親族等

手続きの期限（亡くなられてから）

14日以内

手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

ハンドブックについて

区役所総合支所での手続き一覧（チェックリスト）

区役所総合支所での手続き【国民健康保険】

区役所総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧

後期高齢者医療制度

A 葬祭費の支給申請 ★

後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられた場合に葬祭費（５万円）の支給が受けられる制度です。

 手続きできる人

葬祭を行った方（喪主）

 お持ちいただくもの

- ☐ 亡くなられた方と喪主の方および葬祭日が分かるもの（会葬礼状、葬祭日程表、訃報広告等。
火葬のみの場合は、埋火葬許可証の写しと火葬時の領収書の写し）
- ☐ 葬祭を行った方（喪主）の口座番号確認書類

 手続きの期限

葬祭を行った日から２年以内

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 相続人代表者の届出

後期高齢者医療制度に加入されていた方が亡くなられた後に生じた給付費などの受け取りや、保険料の納付を行う相続人代表者の届出です。

 手続きできる人

相続人

 手続きの期限

すみやかに

 お持ちいただくもの

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証、資格確認書（亡くなられた方のもの）
- ☐ 遺言公正証書等がある方はその書類
- ※ 公証人役場が作成した「遺言公正証書」や「自筆証書遺言」で裁判所の検認済証明書が添付されたもの等、公的に認められているものに限る。
- ☐ 戸籍謄本等（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの）
- ※ 配偶者、子以外の相続人からの申出の場合、亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍の写し。配偶者、子以外の方および遺言公正証書等がある方が代表者として届出される場合は直接お問い合わせください。
- ☐ 本人確認書類

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

C 保険料の納付

後期高齢者医療制度に加入されていた方が年度の途中で亡くなられた場合は、保険料が変更されます。変更後の保険料に未納がある場合には、納付が必要です。

 手続きできる人

世帯主、同一世帯員、相続人

 手続きの期限

なし

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

 お持ちいただくもの

- ☐ 本人確認書類

後期高齢者医療制度

A 高額医療・高額介護合算療養費の支給申請

1年間（8月～翌年7月）に支払った医療費と介護保険の自己負担額が一定額を超えたときは、その超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給される制度です。 亡くなられた方が支払った分について<u>支給対象となる場合は、毎年4月頃に通知をお送りします。</u>	手続きできる人 相続人代表者
	手続きの期限 基準日（7月末）から2年以内
お持ちいただくもの ☐ 高額医療・高額介護合算療養費支給申請書 ※ 相続人代表者の届出（12ページB）の手続きをされていない場合は、その手続きも必要です。	手続き窓口 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 保険料振替口座の変更 ★（一部）

亡くなられた方名義の口座から、他の方の後期高齢者医療保険料を振り替えていた場合は、振替口座を変更する必要があります。 手続き方法は、ペイジー口座振替受付サービス（ペイジー※）による申込、または、依頼書による申込のいずれかの方法が選べます。 （依頼書による申込は、金融機関窓口でも受け付けています。） ※ペイジーとは、区役所の窓口でキャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込ができるサービスです。 サービス対象金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行です。 なお、窓口へ出向く必要がないインターネットからの申込も可能です。詳しくは仙台市ホームページ「仙台市Web口座振替受付サービス」をご覧ください。	手続きできる人 （ペイジーによる申込） 口座名義人 （依頼書による申込） 親族等
	手続きの期限 すみやかに
お持ちいただくもの （ペイジーによる申込） ☐ 後期高齢者医療保険被保険者番号が分かるもの（保険料決定通知書、資格情報のお知らせ、資格確認書等） ☐ 対象金融機関のキャッシュカード（来庁者本人の口座に限る） （依頼書による申込） ☐ 後期高齢者医療保険被保険者番号が分かるもの（保険料決定通知書、資格情報のお知らせ、資格確認書等） ☐ 通帳 ☐ 通帳のお届け印	手続き窓口 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

C 各種受給者証などの返却 ★

後期高齢者医療制度の特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合に、それらを返却する手続きです。	手続きできる人 同一世帯員、親族等
	手続きの期限 すみやかに
お持ちいただくもの ☐ 特定疾病療養受療証	手続き窓口 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

ハンドブックについて

区役所総合支所での手続き一覧（チェックリスト）

区役所総合支所での手続き【後期高齢者医療制度】

区役所総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧

年金

ご注意

年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。
事前に年金事務所にお問い合わせいただき、ご確認の上で手続きをお願いします。

A 未支給年金の請求・受給権者死亡届

年金（遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみ）を受給していた場合に、未支給の年金を請求する手続きです。

※ 厚生年金等を受給していた場合は年金事務所での手続きとなります（手続き内容により事前予約が必要です）。

手続きできる人

年金を請求する遺族
※ 遺族の中で優先順位があります。

お持ちいただくもの

- ☐ 年金証書（亡くなられた方のもの）
- ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの）
- ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの）
- ☐ 住民票の写し、生計同一関係に関する申立書等（亡くなられた方と請求者が生計を同じくしていたことが分かるもの）
- ☐ 口座番号確認書類
- ☐ 本人確認書類

※ マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。
また、この他にも書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

手続きの期限（亡くなられてから）

すみやかに
（未支給年金の請求は5年以内）

手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

B 遺族基礎年金の請求

遺族基礎年金は、国民年金に加入し、一定以上の保険料を納めていた方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていたこどもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給要件を満たす方が受け取ることができます。

※ 厚生年金等に加算していた場合は年金事務所での手続きとなります。

手続きできる人

年金を請求する遺族

お持ちいただくもの

- ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの）
- ☐ 戸籍謄本（死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの）
- ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの）
- ☐ 住民票の写し、生計同一関係に関する申立書等（亡くなられた方と生計を同じくしていたことが分かるもの）
- ☐ 死亡診断書（コピー）または死亡届の記載事項証明書
- ☐ 所得課税証明書、源泉徴収票等（請求者の収入が確認できるもの）
- ☐ 口座番号確認書類
- ☐ 本人確認書類

※ マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。
また、この他にも書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

手続きの期限（亡くなられてから）

5年以内

手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課
秋保総合支所・・・・・・・・保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

年金

ご注意

年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。
事前に年金事務所にお問い合わせいただき、ご確認の上で手続きをお願いします。

A 寡婦年金の請求

寡婦年金は、10年以上国民年金に加入し、保険料を納めていた夫が、他の老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が、60歳から65歳までの間、受け取ることができます。	 <u>手続きできる人</u> 年金を請求する配偶者
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの） ☐ 戸籍謄本（死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの） ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの） ☐ 住民票の写し、生計同一関係に関する申立書等（亡くなられた方と生計を同じくしていたことが分かるもの） ☐ 所得課税証明書、源泉徴収票等（請求者の収入が確認できるもの） ☐ 口座番号確認書類 ☐ 年金証書 ☐ 本人確認書類 ※ マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。 また、この他にも書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 5年以内
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

B 死亡一時金の請求

死亡一時金は、3年以上国民年金に加入し、保険料を納めていた方が、他の老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。	 <u>手続きできる人</u> 一時金を請求する遺族
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書（亡くなられた方のもの） ☐ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの） ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの） ☐ 住民票の写し、生計同一関係に関する申立書等（亡くなられた方と生計を同じくしていたことが分かるもの） ☐ 口座番号確認書類 ☐ 本人確認書類 ※ マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。 また、この他にも書類が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 2年以内
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・保険年金課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

ハンドブックについて

区役所総合支所での手続き一覧（チェックリスト）

区役所総合支所での手続き【年金】

区役所総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧